

# 書評

## BOOK REVIEWS

バーバラ・エーレンライク 著  
曾田 和子 訳

### 『ニッケル・アンド・ダイヤモンド』

——アメリカ下流社会の現実

ポリマー・トインビー 著  
棕田 直子 訳

### 『ハードワーク』

——低賃金で働くということ

森岡 孝二

#### 1 2冊のワーキング・プア体験ルポ

標記の2冊は、一方はアメリカの、他方はイギリスのワーキング・プア（働く貧困層）の実態についての体験ルポルタージュである。原書は『ニッケル・アンド・ダイヤモンド』が2001年に出てミリオンセラーになり、それに影響されて『ハードワーク』が2003年に著された。その意味でこの2冊は合わせて書評するに相応しい内容と接点をもっている。以下では原書が発行された順にしたがって、それぞれの内容について見てみよう。

#### 2 『ニッケル・アンド・ダイヤモンド』

著者のエーレンライクは、アメリカの著名なコラムニストである。いくつもの新聞や雑誌に寄稿する傍ら、多くの著作を物している。そのなかには、『われらの生涯の最悪の年』（晶文社、1992年）、『「中流」という階級』（晶文社、1995年）、『魔女・産婆・看護婦——女性医療家の歴史』（法政大学出版局、1996年）のように邦訳が出ているものもある。

彼女によれば、この本は「福祉改革によって労働市場に送り込まれようとしている400万とも言われる女性たちは、時給6ドルや7ドルでどうやって生きてい

くのだろう」という疑問から始まった。そこから、最低賃金そこそこの低賃金で働き、ニッケル（5セント）やダイヤモンド（10セント）にも苦しむような貧困生活を自ら体験する、という冒険的プロジェクトに踏み出した。

ここにいう福祉改革とは、1996年に成立した「福祉から労働へ（Welfare to Work）」を政策理念とする「個人責任・就労機会調整法」のことである。同法によって、多くの生活保護受給者が働くことを義務づけられた結果、収入が少しあれば、福祉を打ち切られて、実際の収入は減り、以前にもまして深刻な貧困に追い遣られてきた。

エーレンライクはこの福祉改革から2年後の1998年に、まずフロリダ州のレストランのウェイトレスとして働くことから冒険を開始した。当時50代半ばの彼女は、そこで午後2時から10時まで、時給2ドル43セントで働くことになった。別にチップの収入があるが、それを加えても平均時給は7ドル50セントにしかならない。1カ月ほど経って、彼女が引越すことにした住居は街はずれのトレーラーパークのトレーラーハウスであった。月収が1200ドルほどしかない彼女には家賃と敷金を合わせて1100ドル（家賃は半分前後）を払う余裕はなかった。そこで家賃を補うために、レストランの仕事と掛け持ちで、あるホテルの時給6ドル10セントの客室清掃係をやることになった。

しかし、彼女は最初の客室清掃係のシフトに入った日の夜、第1の職場のレストランで混雑した時間帯の客の注文と苦情に混乱して、突然辞めてしまう。仕事がきつすぎて燃え尽きたのである。

彼女の働いたレストランには休憩室も、休憩時間もなく、6時から8時間、トイレ以外はすわる人はいなかった。その後を読み進むと、興味深い注があって、1998年4月まで、連邦政府によって法的に保護された「トイレ休憩の権利」というものはなかったという。その注には「ある工場労働者は、6時間も休憩を取ることを許されず、制服の内側にパッドを当てて、そこに排泄していた」という説明もある。

彼女は次いでメイン州の富裕層のあちこちの豪邸で掃除婦として働くことになる。個人で仕事をとれば稼ぎは1時間15ドルにもなるが、たいていは彼女のよ



●東洋経済新報社  
2006年8月刊  
A5判・295頁・1890円  
(税込)

●バーバラ・エーレンライク コラムニスト。『プログレッシブ』『ネイション』『ニューリパブリック』などへ寄稿。  
●そだ・かずこ 翻訳家。南山大学大学院文学研究科修士課程修了。



●東洋経済新報社  
2005年7月刊  
四六判・305頁・1890円  
(税込)

●ポリ・トインビー 英『ガーディアン』紙コラムニスト。  
●むくだ・なおこ 翻訳家。東京大学文学部大学院修了。

うに派遣会社を経由して働く。その場合は、会社は1時間あたり25ドル受け取るのに、労働者には6ドル65セントの時給しか払わない。この低賃金でいっしょに働いていたワーキング・プアの女性たちは全員が白人であった。これはメイン州が白人の州であることにもよるが、労働統計局の全国調査でもハウス・クリーニングに携わっている人たちの過半数は白人である。

最後に彼女はミネソタ州で世界最大級のスーパー・チェーンのウォルマートで働く。採用はいとも簡単で、求職者は雇用主と対面することもなく、求人に応募した次の瞬間にはもう採用が決まり、2,3日後には制服を与えられ、鼻ピアスをしてはいけないよう、商品を盗まないよう警告される。

ウォルマートは、勤務時間内に仕事以外のことをすることを「時間泥棒」として厳しく禁じている。それでいながら、従業員にはしばしば残業手当なしの残業をさせることがある。ミネソタ州とは別の4つの州のウォルマートでは、会社が無給の残業を拒否した従業員に対して、「評価を下げる、降格する、勤務時間を減らす、減給するなど脅した」ことをめぐって、従業員が会社を訴えた裁判も起きている。

エーレンライクが自ら体験して出した結論のひとつは、週7日休まずに働いても自分1人の生活を維持することさえ難しいほど賃金が低く、家賃が高いというのは、どこか間違っている、ということであった。彼女が指摘しているように、ワーキング・プアの人々は、まともな住宅から排除されているだけでなく、ささやかな娯楽や、文化や、教育からも、そしてその助けを最も必要とする政治からも排除されている。この人々

は社会に不可欠な仕事をしているにもかかわらず、「報われること」がないだけでなく、その役割が「認められること」さえないのである。

### 3 『ハードワーク』

アメリカで『ニッケル・アンド・ダイムド』が出た翌年の2002年の春、トインビーはイギリス国教会の「貧困と闘う教会活動」という団体から、「40日間、時給4.1ポンド(820円)という最低賃金で暮らしてみませんか」という手紙を受け取った。返事を迷っているうちに、彼女は同書のイギリス版に序文を書くように依頼されて、踏ん切りをつけ、エーレンライクと同じように50代半ばで、ゼロから宿探しと職探しを始める。

低賃金の求人に応募するにしても、彼女には記者以外の職歴も経験もなかった。50歳を過ぎているという年齢の問題もあった。しかし、求人を見つけて連絡した人材派遣会社の仕事では、職歴や年齢など面倒なことはいっさい聞かれなかった。NHS(国民医療サービス)という国の機関で病棟雑役係として働く。しかし、直接雇用されるのではなく派遣会社経由で仕事を与えられる。わざわざ間接雇用にするのは、彼女が経験した公立学校の給食助手の場合も同様であって、「国としてはこんなひどい(最低賃金かそれ以下の)労働条件を押しつけるわけにはいかないが、民間企業なら大目にみられる」からである。

イギリスには、EUの週48時間労働規制からの抜け道として、「オプトアウト」という制度があり、労働者が契約書に署名して同意すれば、48時間以上働

かされない権利を自主的に放棄することができる。派遣労働者の彼女はこれに署名するほかはなかった。そうしなければ、仕事がもらえないからである。

中野麻美氏の『労働ダンピング』（岩波新書、2006年）にあるように、日本でも公共部門は雇用破壊と労働の安売りの最前線になっているが、『ハードワーク』で描かれているイギリスは、公共部門の競争入札と賃金切り下げの行き着いた姿を示している。サッチャー改革以前は、公共部門で働いている人数も、政府の大きさもわかっていて、いまはNHSの補助職員が40%削減されたという例にみるように、減ったことは明らかでも、正確なことは誰にもわからない。外部委託と派遣の利用が進んだ結果、経費は政府から出ていることには変わりはないが、雇用主は民間企業であることが多くなっている。いまでは、公共サービスの多くは、パートや派遣の低賃金労働者、つまりはワーキング・プアによって担われている。民間契約の競争入札で賃金が大幅に引き下げられた部門の労働者の大半は、女性であり、その多くは母親である。その結果、男女の賃金格差が顕著に拡大している。

トインビーが体験した仕事は、病棟雑役係、給食助手、保育助手、電話セールス、清掃婦、ケーキの箱詰め作業、介護助手、老人ホームと多岐に亘っている。時給は、ほとんどが4ポンド台（700～800円）である。どれも仕事量が多すぎ賃金が安すぎる点でハードワークであるが、読んでこれはきつuitとと思ったのは、電話セールスの仕事である。

トインビーが自ら経験して言うのは、電話セールスの現場は現代の奴隷船である。週5日、9時～5時の勤務で、無給の昼休みが1時間。時給は2.85ポンド（570円）強だから、最低賃金にもならない。アポをとれば7.5ポンド（1500円）のボーナスがつくが、彼女の経験では1日、163件電話して取れたのは1件だけであった。仕事は、清掃会社の売り込みの営業で、ロンドン中心部の企業に次々と飛び込みで電話してアポを取る。電話の向こうからは、意外に丁寧な対応もあるが、「断る」「間に合ってる」「おつなぎできません」「またかよ」「だめだめ」「うるさい」といった返事が返ってくる。電話をかけつづけることによって、

抑鬱症や、大きな音に耐えられなくなる症状が現れる。この仕事を数時間やるだけで、誰でも鬱になりそうだと彼女は言う。

#### 4 インビジブルをビジブルに

『ハードワーク』を読んで強く印象に残っているのは、トインビーが外務省に新設された豪華な内装の、設備や遊具の整った保育所で働いていたときのささいなシーンである。その日、彼女が取材の仕事でよく知っていた外務省の事務次官夫妻が、省内の保育所の見学に訪れた。彼女は夫妻に気づかれることを恐れていたが、夫妻は彼女のすぐ側まで来ながら結局彼女に気づかなかった。地味な作業服の低賃金の派遣労働者であった彼女は「透明人間」だったのである。

この見えない（インビジブル）という性質は、ワーキング・プアの共通の属性である。エーレンライクも『ニッケル・アンド・ダイヤモンド』でそのことを強調し、社会自体が「経済的に上位にある者の目には、貧しい人々の姿は映らない仕組みになっている」と指摘している。この点は、デイヴィッド・K・シプラーの『ワーキング・プア——アメリカの下層社会』（岩波書店、森岡孝二・川人博・肥田美佐子訳、2007年1月刊行予定）でも同様であって、著者は序章で「この〔見えない〕人々が見えるようになるために本書が役立つことを望んでいる」と書いている。

ワーキング・プア問題の解決に向けて議論を起すための第一歩は、エーレンライクやトインビーやシプラーが異口同音に言うように、私たちに必要な財やサービスを提供しているワーキング・プアの人々が私たちの目に見える存在になり、社会の豊かさがその人々の低賃金労働に依存していることを私たちが理解することである。そう考えると、この書評に取り上げた2冊は、日本にとっても他人事ではない、今日の働く貧困層の姿を私たちに見えるようにしてくれた点で、教えられることの多い有益な体験レポートである。

もりおか・こうじ 関西大学経済学部教授。株式会社論、企業社会論、労働時間論専攻。

橘木 俊詔／浦川 邦夫 著  
『日本の貧困研究』

駒村 康平

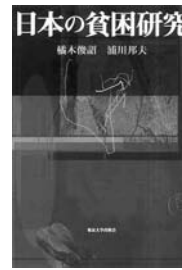
1 貧困研究の現状と本書の学術的貢献

1970年代前半まで盛んにおこなわれていた貧困研究は、経済成長に連動して生活保護や年金水準が改善されるとともに、注目されなくなった。しかし、昨今の所得格差に関する研究が増加するなかで、再び貧困研究も注目されるようになった。

所得格差拡大の原因は、高齢化や世帯単位が小さくなっていることなどが主要因であるとしている研究が多い。また、がんばって高い所得を得ようとしている人の足を引っ張るべきではないという主張もあり、格差は問題ではないという見方もある。

しかし、格差問題と貧困問題は混合すべきではない。バブル崩壊以降の長期不況、雇用形態の流動化、高齢者の増加のなかで、貧困ライン以下の生活を送っている人の増加は、それ自体、取り組まなければならない問題である。かりに高齢化により低額の年金受給者が増加したというように、貧困者の増加が人口構造の変化が原因であったとしても、低額の年金受給者を放置しているという政府の不作為は十分に非難されるべきものである。本書は、格差論から一歩進め再び現代の貧困問題に視点を向けた重要な研究である。

第1章「日本の貧困の歴史」では、これまでの貧困研究の動向を知ることができる。第2章「先進国の貧困」は、欧米の貧困状況、研究、政策効果の紹介が行われている。第3章から第7章までが、所得再分配調査の個票データ等を使用した実証研究部分であり、本書の中核である。第3章「日本の貧困」は、等価尺度に変換した相対貧困ラインを使い様々な貧困指標を推計している。第4章「生活保護制度の貧困削減効果」は、生活保護基準でみた貧困率の測定である。このアプローチはこれまで多くの研究があり、推計結果もほぼ先行研究と同じである。ただし、そこにとどまらず、生活保護受給有無に関するプロビット分析を行い、どのような属性の世帯が生活保護を受けているのかを検



●東京大学出版会  
2006年9月刊  
A5判・358頁・3360円  
(税込)

●「たちはなき・としあき 京都大学大学院  
経済学研究科教授」  
●「うらかわ・くにお 京都大学大学院経済  
学研究科博士課程」

証しているのは新しい研究である。第5章「“貧困との戦い”における最低賃金の役割」は、地域別最低賃金未達の賃金しか受け取っていない人はどのような属性を持っているのかを個票データで分析している。いわゆるワーキングプア問題が注目されているなかで重要な研究である。第6章「人びとは貧困をどのように捉えているのか」は公平感、価値判断に関する研究であり、特に「嫉妬」の存在に対する分析はおもしろい。第7章「所得格差の拡大と貧困」は、格差問題に着目した章であるが、90年代の格差拡大の原因を丹念に分析している。第8章「社会的排除とベーシック・インカム構想」は、相対的剥奪、社会的排除の研究動向を紹介し、ベーシック・インカムという普遍的な最低所得保障政策を紹介している。評価が分かれるベーシック・インカム構想であるが、著者はその部分的な導入を提案している (p. 305)<sup>1)</sup>。

第9章「生活の質と貧困」は、これまでの所得・消費という量的尺度ではなく、質的な貧困概念からのアプローチを行っている。具体的には、人はどのようなものを失えば、生活満足度、階級意識、主観的貧困感が変わるのかの分析であり、住宅の状況や社会との関わり、対人コミュニケーションが質的な貧困感を左右することを明らかにしている。こうした相対的剥奪や社会的排除に着目した研究は、理論的には以前からあったものの、日本で実際にデータに基づいて行われるようになったのはごく最近である<sup>2)</sup>。第10章「岐路に立つ日本社会」で、生活保護、年金制度、最低賃金が機能を果たしていないこと確認し、本書をまとめている。



本書は、内外の多くの文献をサーベイし、さらに最新の個票データを使い様々な測定方式で貧困を測定しており、数多くの学術的貢献が行われている。

本書でやや気になるのは、絶対的貧困と相対的貧困の概念、用語の使い方である。絶対的貧困と相対的貧困概念については、pp. 15-16, p. 328 で整理しており、生活保護基準を絶対的貧困ライン、等価可処分所得の中央値の50%という所得階層における相対的な位置づけで測定した貧困ラインを相対的貧困ラインとしている。

しかし、現在の生活保護の基準（扶助基準）は、1965年から83年までの格差縮小方式（一般世帯と生活保護世帯の消費支出の格差を縮める）を経て、1984年以降は、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという水準均衡方式になっている<sup>3)</sup>。その結果、生活保護世帯の消費支出は一般世帯の消費支出の6割前後となっている。このため、現行の生活保護水準を絶対的貧困水準と呼んでよいのかについてはやや疑問が残る。

## 2 貧困研究の課題

以上、本書の内容を紹介、評価してきたが、次に本書では取り扱われていない貧困研究の課題を整理したい。まず、本書は、貧困の測定・分析を中心としているため、具体的な最低所得保障政策や生活保護改革への提案は多くない。しかし、三位一体改革の流れのなかで、2005年より厚生労働省、総務省、財務省と地方自治体も巻き込んだ生活保護改革をめぐる激しい議論が行われたのは記憶に新しい。生活保護制度については、財政制度等審議会で、表面的な地域間の生活保護受給率格差を問題にする議論も行われたが、これは統計的な検証が行われたものではなく、誤ったアプローチである。一方、厚生労働省では、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」から2004年12月に「生活保護制度のあり方に関する専門委員会報告書」が発表され「利用しやすく、自立しやすい制度へ」という提案がなされている。さらに2006年10月には全国知事会・全国市長会が「新たなセーフティネットの提案——「保護する制度」から「再チャレンジする人に手を差し伸べる制度」へ」が提案され、1) 稼働世帯と高齢者むけの生活保護制度を分離し、2) 現役向けは

有期とし、3) あわせて就業支援を強化する、という案を提示している。新しい時代にあわせて生活保護をどのように見直すのか、給付水準、資産の取り扱い、財源負担、自立支援のあり方など多くの課題がある。

第6章でも考察しているように所得再分配の価値判断はきわめて主観的なものが強い。特に生活保護に関しては、一般国民の「漏給に対する同情」と「濫給に対する不快感」という相反する感情に挟まれる。結局、生活保護制度は、国民の公平感の影響を強くうける、政策的には難しい問題である。こうした生活保護や所得保障政策を見直すために客観的研究蓄積が必要であり、最後に、そうした課題を整理しよう。

### 1) 貧困の地理的偏在

貧困率が日本全国で高まっているのか、特定の地域で集中しているのかは依然として明らかにされていない。地域別にデータ分析を行うとデータ数が不十分になることなどの統計的な制約があるからであろう。しかし、就学援助の問題でも明らかになったように都内においてすら貧困世帯の地理的集中がすすみ、貧困の世代連鎖の危険性が高まっている。また生活保護制度については、地域間での捕捉率に格差があると考えられるが、それがどのような要因によって生まれているのかもはっきりしない。『2005年厚生労働白書』は、生活保護受給率の格差の原因として、福祉事務所の人員配置をあげているがあまり説得力がない。

### 2) 貧困の継続・ダイナミクスに関する検証

貧困者に分類された人の生活状態が、一時的なものであるか、長期に続いているものなのかという貧困の継続の問題は十分には明らかにされていない。貧困の継続の問題については、1980年代より米国で研究が先行しており、欧州もようやくデータセットの整備を進めているテーマである。

### 3) 貧困水準の検証

2004年のマクロ経済スライドにより高齢厚生年金、高齢基礎年金の給付水準が低下するなかで、年金給付水準の低下にそろえて生活保護水準も下げるべきであるといった誤った主張が一部にある。年金の低下は年金財政の事情であり、生活保護制度という最後のセーフティネットを安易に動かすべきではない。しかし、現在の生活保護制度は、成立以来スライド率の引き上げによって微調整されてきており、現在の水準が最低

所得保障水準として望ましいのかという検証は行われていない。今後、生活保護水準の見直しには、統計的な検証をする必要がある。

4) 貧困概念において資産をどのように考慮するか本書で中心的に使った所得再分配調査は資産に関する情報がきわめて少ない。所得が少なくても資産がある場合は貧困といえるのかという疑問も出てくる(山田, 2000)。駒村(2006)は、資産を考慮すると生活保護ライン(本書では絶対的貧困ライン)での貧困率は半分程度に下がると推計している。北欧でも生活保護受給における資産調査は日本並みに厳しい。生活保護制度において資産保有をどの程度まで認め、あるいはどのように利用するかは大きな課題であろう。

#### 5) 就労・社会参加と最低所得保障の関係

欧米同様に、日本においても、母子家庭や低所得者、生活保護受給者に対する自立支援政策が進められているが、同時に就業意欲を高めるような最低所得保障体系の設計が不可欠である。本書は、こうした就労・社会参加支援についての分析はおこなわれていない。

以上、社会保障研究者の立場から、無い物ねだりに近い要求を出したが、本書が、現在の日本の最上級の貧困研究であり、今後の研究の軸になる必読の文献であることは間違いない。

- 1) 筆者らはアトキンソンの参加所得については賛成を明確にしている。参加所得とベーシック・インカムの関係については、Fitzpatrick (1999) (武川正吾, 菊地英明翻訳) pp.135-141) を参照せよ。
- 2) 厚生労働省に設置された「社会生活に関する調査検討会」が平成15年に「社会生活に関する調査結果——社会保障生計調査結果」を出している。
- 3) 具体的には、標準3人世帯モデルについて、生きていくために必要な年齢別栄養所要量からマーケット・バスケットによって第1類費の金額が決まり、これから低所得勤労モデル世帯を参考に1類と2類の構成比が計算され、第2類の給付費が決まる。ここまでは、確かに生きるに最低限の絶対貧困的の考え方である。しかし、本文で述べたように金額は水準均衡方式によって算定される改定率によってスライドさせている。

#### 参考文献

駒村康平(2006)「医療・介護・年金と最低生活保障——社会保障横断的な改革の視点」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『年金を考える——持続可能な社会保障制度改革』中央経済社。

山田篤裕(2000)「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会, pp.199-226。

Fitzpatrick, T. (1999) *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Palgrave Macmillan. (武川正吾, 菊地英明訳『自由と保障——ベーシック・インカム論争』(勁草書房, 2005年))。

こまむら・こうへい 東洋大学経済学部社会経済システム  
学科教授。社会保障論・経済政策論専攻。

黒田 祥子／山本 勲 著

## 『デフレ下の賃金変動』

——名目賃金の下方硬直性と金融政策

安井 健悟

日本の完全失業率は90年代には上昇の一途を辿り、2001～03年にかけては5%以上の非常に高い水準で推移した。労働市場の調整機能が十分であれば、失業率は速やかに低下したはずであるにもかかわらず、失業率が長期にわたり高水準で推移した原因のひとつとして、しばしば名目賃金の下方硬直性が挙げられてきた。低インフレ・デフレ環境で名目賃金の下方硬直性



● くらだ・さちこ 日本銀行金融研究所主  
● やまもと・いさむ 日本銀行金融研究所  
● 企画役

● 東京大学出版会  
2006年9月刊  
A5判・259頁・5040円  
(税込)

が存在すると実質賃金が低下せず、労働市場の調整機

能が著しく阻害されて失業率が低下しないという議論である。

しかしながら、日本では名目賃金の下方硬直性に関する実証研究はほとんど行われてこなかった。名目賃金の下方硬直性の問題は、ケインズ以来、経済学において重要な問題であるが、近年の低インフレ・デフレ期を迎えるまで忘れられていたといえよう。欧米において下方硬直性の実証研究が始まったのも、低インフレ期を迎えた90年代に入ってからである。このような中、日本における下方硬直性研究の空白状態を埋めたのが、日本銀行の研究者である黒田、山本の両氏により執筆された本書である。

本書はマイクロデータと集計データを駆使して、名目賃金の下方硬直性が存在するのを実証的に明らかにし、その下方硬直性が労働市場に与える影響についても分析した上で政策含意を導いている。

主要な結論を先取りして紹介すると、1992～97年には名目賃金は下方硬直的であったことを確認したことから、この時期には「若干プラスのインフレ率を目指すべきだ」という主張が一定の妥当性を有する」と結論付けている。そして、この時期の下方硬直性の存在は失業率を押し上げていた可能性があることも示している。

しかし、1998年以降は下方硬直性がなくなったことも確認している。ただし、今後も名目賃金が下方に伸縮的であるか否かについては現段階では判断できないため、名目賃金の下方硬直性を意識した政策運営を心掛ける必要があるということである。ここで重要だと思われることは、1998年以降というのはデフレが進行した時期であり、名目賃金に対してデフレというこれまでにない下方圧力がかかっていた状況において、名目賃金は伸縮的であったということである。以下、各章の概要についてコメントを交えて紹介する。

第1章「労働者個人の名目賃金変化」と第2章「下方硬直性の検証」では、同一個人を追跡調査した『消費生活に関するパネル調査』（家計経済研究所）によるマイクロデータの1993～98年分を用いて、名目賃金が下方硬直的であるのかについて検証している。

第1章では、名目賃金変化率の分布を作成して、名目賃金が据え置かれている標本が非常に多いことを確

認し、更に、分布の形状が右方向に歪んでいることを視覚的、統計的に確認したことから、下方硬直性があるとされている。労働者が年齢や経験を重ねることにより生産性が上昇しているならば名目賃金が増加するので、分布が右に歪むのも当然ではないかという疑問を評者は抱いたが、本書はこの点についても考慮しており、年齢などの属性の効果を排除しても分布は右に歪むことを確認しているとのことである。

第2章では、フリクシオン・モデルという計量モデルを用いて名目賃金の下方硬直性の程度を推定している。この手法を簡単に説明すると、賃金が増加する状況では、労働者の属性などにより決定される潜在的な名目賃金変化率と一致した上昇率を実際に示すが、潜在的な名目賃金変化率がゼロからマイナスの閾値までの間にあると実際の賃金はまったく低下せず、その閾値を超えると実際の賃金が潜在的な変化率と一致するまで切り下げられるという特定化のモデルを推定し、推定された閾値から下方硬直性の程度を判断するというものである。パートタイム女性の時給は完全に下方硬直的であり、フルタイム男性は潜在的な賃金変化率が所定内月給で-7.7%、年間収入で-3.5%になるほど下がらなければ名目賃金は据え置かれ、またフルタイム女性は所定内月給で-4.0%、年間収入で-3.5%になるまでは名目賃金が据え置かれることが確認されたことから、名目賃金は下方硬直的であったと結論付けている。

名目賃金の変化率がゼロである標本の中には、上方に硬直的である結果としてゼロになっているものもあるはずであり、下方にしか硬直的ではないというモデルの特定化は問題であると評者は考えた。しかし、この点についても本書では考慮されており、上方にも硬直性があるという特定化のモデルも推定したが、下方硬直性しかないモデルの推定の方が当てはまりは良かったと述べられている。

第3章「失業への影響」では、一般均衡モデルに第2章で推定された下方硬直性を組み込み、その下方硬直性が永続するという仮定のもとで、雇用失業率（失業者を労働者と失業者の和で除したもの）への影響をシミュレーションしている。その結果、雇用失業率が最大で1.8%程度押し上げられることが示されている。

第4章「離職への影響」では、第1章と第2章と同



じデータを用いて、下方硬直性が労働者の離職行動を抑制したか否かについて分析を行った結果、その影響は明確ではなく、影響があるとしても僅かであることを確認している。

第5章「下方硬直性の存続期間、労働生産性、人件費や失業への影響」では、はじめに、『賃金構造基本統計調査』による1985～2001年の集計データを用いて名目賃金変化率の分布を作成し、1992～97年にかけて観察された名目賃金の下方硬直性が1998年以降には観察されなくなったことを統計的に示した。つまりデフレが進行した時期には下方硬直性は存在しなかったということであり、かなり重要な発見ではないかと評者には思われる。そして、労働生産性を考慮した実質効率ベースによる企業の人件費の変動を観察し、下方硬直性がある時期にはインフレ率と労働生産性が低迷する中で、下方硬直性が実質効率ベースで測った企業の人件費を高止まりさせていたことを確認した。この章の後半では、地域別フィリップス曲線が非線形であることを示した上で、この非線形性の要因のひとつに下方硬直性があることを実証分析により示した。この結果から、1997年までに下方硬直性が失業率を最大で1%押し上げた可能性があることを示している。

第6章「歴史的・国際的観点からみた名目賃金」では、1970年代以降の先行研究を概観することにより国際比較を行い、いずれの国においても名目賃金の下方硬直性は存在するが、その程度は国により異なり、日本の下方硬直性の程度は小さいことを指摘している。また、日米英についての19世紀半ばからの時系列データを観察することにより、19世紀半ばから20世紀半ばの名目賃金はいずれの国においても伸縮性が高く、下方硬直性がなかった可能性を指摘した。これらのことから、名目賃金の下方硬直性は普遍的な現象ではないとしている。

第7章「下方硬直性の原因、伸縮性の原因」では、2002年にノーベル経済学賞を受賞したカーネマンをはじめとする行動経済学者による研究蓄積を紹介して、名目賃金の下方硬直性が存在する理由を次のように説明している。まず、労働者は直近に受け取った名目賃金を基準として現在の名目賃金を評価し、その基準からの賃金の引き下げに著しい抵抗を示す特徴をもつという説明である。この特徴は行動経済学において損失

回避性と呼ばれるものである。次に、労働者が損失回避的であり、かつ名目賃金を基準としている場合には、企業としても労働者のモラルや生産性の低下を防ぐために、名目賃金の引き下げを回避することが合理的となる。行動経済学の枠組みでは、このように名目賃金の下方硬直性を説明することを紹介している。

その上で、日本における名目賃金の下方硬直性が1990年代末に観察されなくなった理由として次の2つの見方を示している。第1に、「賃下げは減多に起こらないという社会規範」の消滅を挙げている。これは、インフレが常態であった1970～80年代に、このような社会規範が確立して名目賃金の下方硬直性が生じたが、1990年代の景気低迷を背景に、賃下げを経験する人が少しずつ増え、こうした社会規範が徐々に消滅したという見方である。第2に、このような社会規範は存続しているが、大きなショックに対する一度限りの大規模な調整として、名目賃金が引き下げられたという見方である。この2つの見方のどちらが正しいかを見極めることは金融政策を考える上でも非常に重要である。つまり、この社会規範が消滅して、今後も名目賃金が下方に伸縮的に調整するならば、金融政策に頼る必要はない。しかし、この社会規範が存続して、再び下方硬直的になれば、労働市場の観点からはマイルドなインフレが望ましくなるからである。2つの見方のどちらが妥当であるかを見極めることは困難であるため、本書では2つの見方を示すのみに留めている。本書でも述べられているが、更なるデータの蓄積を待ち、今後も名目賃金の引き下げが生じるか否かを検証することが望まれる。

最後の第8章「残された論点と政策含意」では、名目賃金の下方硬直性の観点からは、90年代半ばの金融政策については若干プラスのインフレ率を目指すべきだという主張が一定の妥当性を有すると述べている。また今後の政策含意を考える際には、第7章で述べられているように、「賃下げは減多に起こらないという社会規範」が消滅したか否かを見極める必要があり、名目賃金の下方硬直性を意識した政策運営を心掛ける必要があると結論付けている。

以上のように、本書は名目賃金の下方硬直性に関する分析を様々な観点から非常に丁寧にを行い、名目賃金



の変動とその影響について多くの知見を得ており、日本の賃金調整の特徴を知る上で必読の書であるといえよう。また、世界的にもあまり経験されていないデフレという状況下の日本のデータを用いることにより、強い下方圧力に対して名目賃金がどのように反応するかを観察したという点でも、学問的に非常に価値が高いと考えられる。残念な点は、データ利用の制約上、マイクロデータの分析については1998年までの情報しか用いておらず、デフレ期のデータによる分析が十

分でない点である。しかし、現在ではデフレ期のマイクロデータも十分に蓄積されており分析可能である。名目賃金の下方硬直性という重要な問題についての研究を、政策当局である日本銀行の研究者だけに任せるのではなく、今後、日本銀行以外の労働経済学者も積極的に取り組むべきではないだろうか。

やすい・けんご 大阪大学社会経済研究所特任研究員。労働経済学専攻。

## 読書ノート

萩原久美子 著

### 『迷走する両立支援』

——いま、子どもをもって働くということ

柿 眞木

(慶應義塾大学大学院後期博士課程)

本書は、もと新聞記者であり、カリフォルニア大学バークレー校労使関係研究所に在籍した経験をもつ筆者が、日米を股に掛けつつ、両国のワーキングマザーに見る「両立支援」の現実を丹念に追った労作である。

まずⅠ部では、日本のワーキングマザーの実態が紹介される。ここに登場するのは、いわゆる均等法第一世代の、比較的高学歴の女性たちだ。「これからは男女関係なく能力を発揮する時代」と言われながら学生生活を送り、職場に参入してきた彼女たちにとって、結婚・出産後も就業を継続することは、いわば自然の理であった。育児休業、短時間勤務といった両立支援のための「制度」を駆使して、一見順調そうに仕事を続ける姿は、一世代前の人間には「恵まれている」とうつるだろう。しかしながらその内実は、そんな生やさしいものではないことがわかる。時間のやりくりに汲々とする綱渡りのような毎日、慢性的に蓄積する疲労、退けることのできない「退職」への誘惑。その背景にあるのは、相も変わらぬ夫たちの長時間労働、そしてそれがために、家事・育児をほとんど一手に引き受けなければならない女性たちの「セカンド・シフト」状態だ。また、



●太郎次郎社エディタ  
ス  
2006年7月刊  
B6判・301頁・2310円  
(税込)

●はぎわら・くみこ フリージャーナリス  
ト。UCバークレー客員研究員。

当事者の事情などお構いなしに、お役所からのトップダウン方式で進められる保育園の民営化の実態を取材した第3章は、新聞記者というフットワークの良さをフルに発揮した取材で、自治体の行政のうすら寒い現状を浮き彫りにしてゆく。

Ⅱ部では一転して舞台はアメリカへと移る。「ファミリー・フレンドリー企業」「ワーク・ライフ・バランス」発祥の地、いわば本家本元での両立支援の実態はどうなっているのだろうか。意外に思えるかも知れないが、「アメリカでは、医療制度や保育政策などの国による公的な家族支援制度は限定的で整備されていない。また、国が企業に対して、いっせいに法律で網をかけ、従業員への両立支援の取り組みや特定の制度導入を強力に方向づけるということもしていない。」皮肉なことに、だからこそ民間企業がそれぞれに工夫を凝らした両立支援策を打ち出